

戦災等により京都市に避難した者による市営住宅の一時使用等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、戦災等により本市に避難してきた者（以下「戦災避難民」という。）及び生計を一にする者（以下「戦災避難民等」という。）に対し市営住宅の空き住戸の一時的な使用（以下「一時使用」という。）の許可等を行い、住宅確保までの一時的な居住場所を提供することにより、戦災避難民等の生活再建を支援することを目的とする。

(対象となる避難民)

第2条 この要綱の対象となる戦災避難民は、次に掲げる国、地域等から本市に避難してきたものとする。

(1) ウクライナ

(戦災避難民の確認)

第3条 原則、日本国領事官等が発給した査証等を基に戦災避難民に該当するか確認し、疑義のある場合は、所管局の判断を仰ぐものとする。

(一時使用の許可)

第4条 一時使用の許可は、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用許可により行う。この場合において、当該許可後の本市と一時使用の許可を受けた者との関係は、この要綱に規定する事項及び次の各号に掲げる事項を除いては、京都市市営住宅条例（以下「条例」という。）及び京都市市営住宅条例施行規則の規定の例による。

(1) 一時使用の期間は、1年以内とすること。

(2) 条例第6条各号（第4号を除く。）に掲げる要件を問わないものとする。

(3) 保証人は、不要とすること。

(4) 使用料は、免除すること。

(5) 市営住宅の電気、ガス、水道及び下水道の使用料並びに廃棄物の処理に要する費用は、一時使用の許可を受けた者が原則負担すること。

2 前項第2号の規定にかかわらず、戦災避難民については、条例第6条第4号に係る確認を不要とする。ただし、第9条による申込み及び第10条による承認の場合は、この限りでない。

(申請手続)

第5条 一時使用の許可を受けようとする者は、京都市市営住宅一時使用許可申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 日本国領事官等が発給した査証の写し

(2) 市営住宅一時使用誓約書（第2号様式）

(許可)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において適当と認めるときは、一時使用を許可することを決定し、その旨を行政財産使用許可書（第3号様式）により申請者に通知する。

(一時使用に充てる市営住宅)

第7条 一時的に使用する住戸は、一般公募等の状況を鑑み、市営住宅の適正な管理に著しい支障がない範囲で、戦災避難民等の世帯人員等に可能な限り配慮して、選定する。

(明渡し時の修繕等)

第8条 市長は、次の各号に掲げる費用が生じた場合は、一時使用の許可を受けた者に対し、条例第20条及び第25条の規定に基づき、明渡しの際に当該費用を請求する。ただし、市

営住宅の原状回復に要する費用については、この限りでない。

(1) 一時使用の許可を受けた者の責めに帰すべき破損等による修繕に係る費用（自然損耗の場合を除く。）

(2) 一時使用の許可を受けた者が残置した動産の処理に係る費用

(公募資格の特例)

第9条 戦災避難民等で市営住宅を一時使用している者のうち条例第6条各号に掲げる要件を満たす者は、市営住宅を一時使用したまま条例第4条第1項の規定による公募に申し込むことができるものとする。

(公募によらない入居)

第10条 市長は、入居資格を備える者が市営住宅への入居を希望したときは、条例第5条第1号の規定を適用し、条例第3条の規定による承認をする。

(補則)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事項は、住宅室長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。